

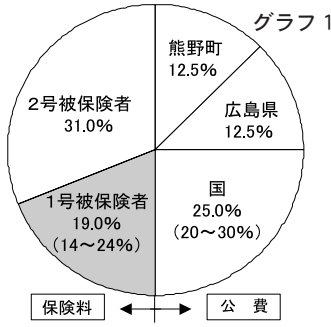
第3期（平成18年度～20年度） 介護保険料及び納期が変更になりました

第3期の第1号被保険者の介護保険料が決定しました

財源構成の変更

介護保険から給付される費用は、半分を第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳までの方）の保険料で、残りの半分を国・県・町の負担（公費）で賄います。制度改正により、第1号被保険者が18%から19%に、第2号被保険者が32%から31%に負担割合が変更になりました。（グラフ1）

介護保険事業の財源構成



介護保険料

第1号被保険者の保険料は、第3期の間に介護に要する総費用の見込み等から、市町ごとに基準額を決定します。（表2）

また、基準額を基に本人と世帯の所得状況などから一人ひとりの保険料を決定します。

第3期は保険料の階層が5段階から7段階に変更になります。（表3）

普通徴収納期の変更

普通徴収（納付書や口座振替により納める方）の納期が年6回から9回に変更となり、4月の納期が廃止

基準額の算出方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{熊野町で介護給付にかかる費用}}{\text{65歳以上の人の負担分 19\% (14～24\%)}} \div \text{熊野町の65歳以上の人口}$$

表2

改正前

階層区分	基準額に対する割合	介護保険料（年額）
第1段階 本人及び世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	0.50	24,480円
第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税者	0.75	36,720円
第3段階（基準額） 本人のみが住民税非課税者	1.00	48,960円
第4段階 本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円未満	1.25	61,200円
第5段階 本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上	1.50	73,440円

改正後

階層区分	基準額に対する割合	介護保険料	
		年額	月のめやす
第1階層 本人及び世帯全員が住民税世帯非課税者で、生活保護受給者または老齢福祉年金の受給者	0.50	29,118円	2,426円
第2階層 本人及び世帯全員が住民税世帯非課税者で、合計所得金額及び課税年金収入額が80万円以下の方	0.60	34,941円	2,911円
第3階層 本人及び世帯全員が住民税世帯非課税者で、第2階層以外の方	0.75	43,677円	3,639円
第4階層（基準額） 本人のみが住民税非課税者	1.00	58,236円	4,853円
第5階層 本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の方	1.25	72,795円	6,066円
第6階層 本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	87,354円	7,279円
第7階層 本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75	101,913円	8,492円

され、7月から翌年3月まで毎月となります。（表4）

納期の変更

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
改正後				第1期	第2期	第3期
改正前	第1期			第2期		第3期
納期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改正後	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
改正前		第4期	第5期		第6期	

表4

保険料の納付ご理解とご協力をお願いいたします

詳しくは、今月配布のパンフレット又は熊野町ホームページをご覧いただくか、福祉課にお問い合わせください。

問合せ先

福祉課 高齢者福祉係

TEL 820-5605

（福祉課）